

中土佐町
まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成28年2月策定

平成31年3月改定

目 次

第1章 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって	1
1 まち・ひと・しごと創生の趣旨	1
(1) 国の「まち・ひと・しごと創生」について	1
(2) 国の長期ビジョン及び総合戦略について	1
2 高知県の人口ビジョン及び総合戦略について	4
(1) 高知県のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	4
(2) 高知県の目標人口と目指す姿	4
(3) 高知県の総合戦略における基本目標	5
3 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて	6
(1) 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨	6
(2) 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ	6
(3) 計画期間について	7
(4) 策定にあたっての体制	7
(5) 計画のフォローアップ	7
第2章 人口ビジョン達成のための基本目標	8
1 中土佐町における人口の特徴	8
(1) 中土佐町の人口	8
(2) 自然増減の推移	9
(3) 社会増減の推移	11
2 中土佐町人口ビジョンを達成するための基本目標	12
(1) 将来の人口推計と目標人口	12
(2) 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標	13
第3章 基本目標別の施策と重要業績評価指標（KPI）	14
1 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標と施策一覧	14
2 基本目標ごとの施策と重要業績評価指標（KPI）	16
基本目標Ⅰ 地場産業の振興による安定した雇用の創出	16
(1) 地場産業の振興と地場製品の強化	17
(2) 地域の特徴を活かした観光業の強化	21

(3) 雇用促進・人材育成と設備投資支援	23
基本目標Ⅱ 新たなひとの流れをつくる	27
(1) 空き家活用による移住定住促進	29
(2) 高台宅地造成と住宅整備による移住定住促進.....	30
(3) 移住定住希望者に対する支援	31
(4) 観光による移住定住促進	33
(5) 新たな移住希望者の掘り起こし.....	33
基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる	35
(1) 結婚までの支援.....	36
(2) 子育て支援	36
(3) 学力向上・ふるさと教育	39
基本目標Ⅳ 安心な暮らしを守る	42
(1) 健康増進と支え合いづくり	42
(2) 安心な暮らしの支援	44
資 料	45
■中土佐町まち・ひと・しごと創生推進委員会 組織.....	47
■中土佐町まち・ひと・しごと創生推進委員会条例.....	48

第1章 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって

1 まち・ひと・しごと創生の趣旨

(1) 国の「まち・ひと・しごと創生」について

我が国は、2008年をピークとして人口減少局面に入っており、今後も加速度的に進むことが予想されている。人口減少は、住民の経済力の低下や地域社会のさまざまな基盤の維持が困難になるなど、地域経済への大きな重荷となることが懸念されている。

この人口減少社会に歯止めをかけるために、国は、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行した。この法律は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保し、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと」創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としている。

また、平成26年12月には、日本の人口の将来について示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（国の長期ビジョン）と、これを踏まえた5か年の政策目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（国の総合戦略）を策定した。

まち・ひと・しごと創生は、国と地方が一体となり、中長期的視点に立ち取り組む必要があることから、都道府県と市区町村においては、国の長期ビジョンと国の総合戦略を勘案しつつ、人口減少社会の克服と地方の創生に向け、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を平成27年度中に策定することが求められた。

(2) 国の長期ビジョン及び総合戦略について

1) 国の長期ビジョン

国の長期ビジョンでは、日本の現状と将来の人口について示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後取り組むべき将来の方向性を示している。

●人口問題に対する基本認識

- 人口減少時代の到来
- 人口減少が経済社会に与える影響
- 東京圏への人口の集中

●今後の基本的視点

- 「東京一極集中」を是正する。
- 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- 地域の特性に即して地域課題を解決する。

●目指すべき将来の方向

上記人口問題に対する基本認識と今後の基本的視点を踏まえ、目指すべき将来の方向として次のような点をあげている。

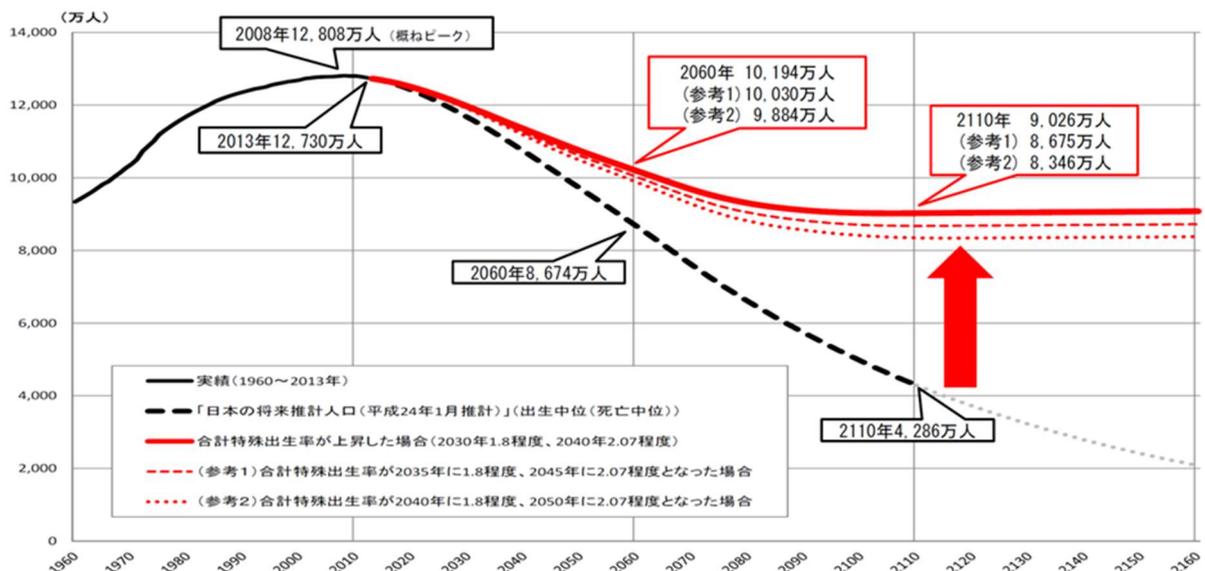
①活力ある日本社会の維持

- 人口減少に歯止めをかける。
- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- 人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される。
- さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。
- 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

②地方創生がもたらす日本社会の姿

- 自ら地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指す。
- 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
- 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

2) 国の総合戦略

国の総合戦略は、長期ビジョンを踏まえ、平成 27 年度を初年度とする今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめている。また、次の 4 つの基本目標や政策 5 原則を定めている。

●基本目標

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

●政策 5 原則

○自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。

○将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

○地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。

○直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。

○結果重視

効果検証の仕組みに伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

2 高知県の人口ビジョン及び総合戦略について

(1) 高知県のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

高知県は、人口減少の負の連鎖を断ち切るため、全国に先んじて、困難な課題に真正面から向き合い、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなど 5 つの基本政策と、中山間地域対策の充実・強化や少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大といった 5 つの基本政策に横断的に関わる 2 つの政策に果敢に取り組んでいる。

こうした中で、「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度版）」を策定し、平成 27 年 8 月には改訂版が出されている。高知県の総合戦略は「第 2 期高知県産業振興計画 Ver.4」などをベースとしており、産学官民の多くの有識者による検討内容が反映されており、四半期ごとの PDCA サイクルによる個別施策の点検や施策間の有機的な連携の確認を行い、総合戦略の推進や改善を図ることとしている。

(2) 高知県の目標人口と目指す姿

高知県の総人口は、これまでと同様のトレンドが継続するという国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による将来人口の推計では、人口減少が加速的に進み、2060 年には 39 万人まで減少することが見込まれている。

そこで、人口の自然減の縮小や社会増に向けた一連の対策を講じることで、2060 年に 55 万 7 千人になる見通しを示している。これは、出生率を 2040 年に人口置換水準である 2.07 まで段階的に回復させるとともに、県民の結婚・出産・子育てに関する希望を叶えることを前提に 2050 年に出生率が 2.27 まで段階的に上昇させることで目指すこととしている。さらに、若者の就職に関する希望を叶えることなどを前提に 2019 年に社会増減の均衡を目指し、2040 年に年間 1,000 人の社会増を目指すこととしている。

以上から、高知県が目指す姿を、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」としている。

高知県の総人口の見通し



(3) 高知県の総合戦略における基本目標

目標人口の達成に向けて、総合戦略では次の 4 つを基本目標として位置づけ、取り組むこととしている。

基本目標 1：地産外商により安定した雇用を創出する

「地産」の取り組みをさらに強化するとともに、「外商」の取り組みも一層強化し、加えて、地産外商の成果を「拡大再生産」につなげていくための取り組みを強化する。

基本目標 2：新しい人の流れをつくる

移住促進、特に人材誘致について、顕在化している地域のニーズに加えて、まだ顕在化していない地域の活性化に必要なニーズを掘り起こし、都市部の企業などにアクティブに情報発信している。今後、国も自ら都市部の人材を地方へ送り出す役割を積極的に担い、地方への人の流れが加速することが期待される。

基本目標 3：若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、 女性の活躍の場を拡大する

結婚や子育てを希望しながらも、経済的な問題や仕事と育児の両立が難しいなどといったさまざまな事情により、その希望を断念せざるを得ない方が数多く存在している。こうした問題を克服するために、社会全体で取り組んでいく。

また、結婚や出産・育児などさまざまなライフステージを迎える女性が希望に応じて働き続けられるよう、就労支援や登用促進などを一体的に進めていく。

基本目標 4：コンパクトな中心部と小さな拠点との連携により人々の暮らしを守る

県土の 9 割を占める中山間地域に暮らす人々の生活やコミュニティを守るとともに、地域外の人材も積極的に活用しながら新たな産業を興していくことで、若者の流出を食い止め、中山間地域の維持・創生を図っていく。一方で、都市部においても、多くの地域で人口減少、高齢化により「まち」の活力が低下している。既存の社会資本ストックの有効活用や、都市のコンパクト化、都市と都市とのネットワーク化などにより、暮らし続けたい魅力あるまちづくりを進める。そして、コンパクトな中心部と小さな拠点を衛星としたネットワークを県土全域にはりめぐらせることにより、人々の暮らしを守り続けていく。

3 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて

(1) 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨

少子高齢化に伴う人口減少は、我が国全体の深刻な問題となっており、本町においても、今後も現状のままで推移すると、急激に人口が減少することが予想されており、町の存続に係わる問題となっている。

国は、平成26年末に示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方は、人口減少を契機に、地域経済の縮小を呼び、人口減少を加速させるという負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高いとの考えを示しており、まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することをめざすとしている。

本町も、深刻な人口減少に歯止めをかけるために、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、若者の仕事や新たな人の流れを創出することなどに取り組む中土佐町版総合戦略をまとめていく必要がある。

そこで、本町における人口の現状と将来の展望を明らかにした「中土佐町人口ビジョン」を策定するとともに、この人口ビジョンの実現に向けて、まち・ひと・しごと創生に関する今後5か年の目標や基本的な方向性、具体的な施策を示す「中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものである。

(2) 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

本戦略は、国や高知県の長期ビジョン、人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、「中土佐町人口ビジョン」の人口の現状分析及び将来展望に基づいて、「中土佐町総合振興計画」と戦略的な方向について相互調整を図りながら策定するものである。



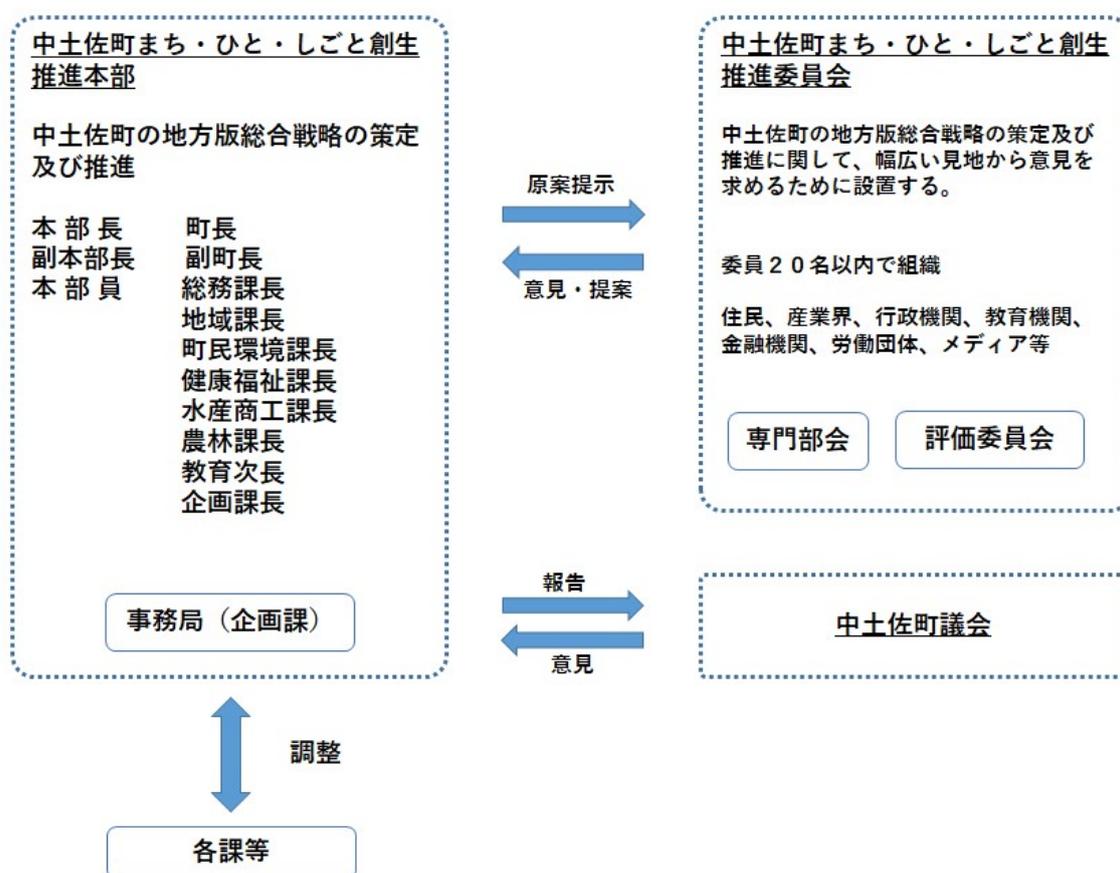
(3) 計画期間について

中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする。なお、国や高知県の施策等に対応し、必要に応じて見直しを行う。

(4) 策定にあたっての体制

本町では、総合戦略の策定にあたり、平成 27 年 4 月に「中土佐町まち・ひと・しごと創生推進委員会」を立ち上げ、幅広い見地からの意見を聴取する体制を整備している。

中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略 推進体制



(5) 計画のフォローアップ

町は、本戦略に掲げた目標や具体的な施策・事業における KPI (重要業績評価指標) について定期的に点検、進捗管理を行い、中土佐町まち・ひと・しごと創生推進委員会で検討・見直しを行う PDCA サイクルを確立し、本戦略の確実な推進を図っていく。

第2章 人口ビジョン達成のための基本目標

本章では、中土佐町の人口の特徴と人口ビジョン達成のための基本目標を示す。

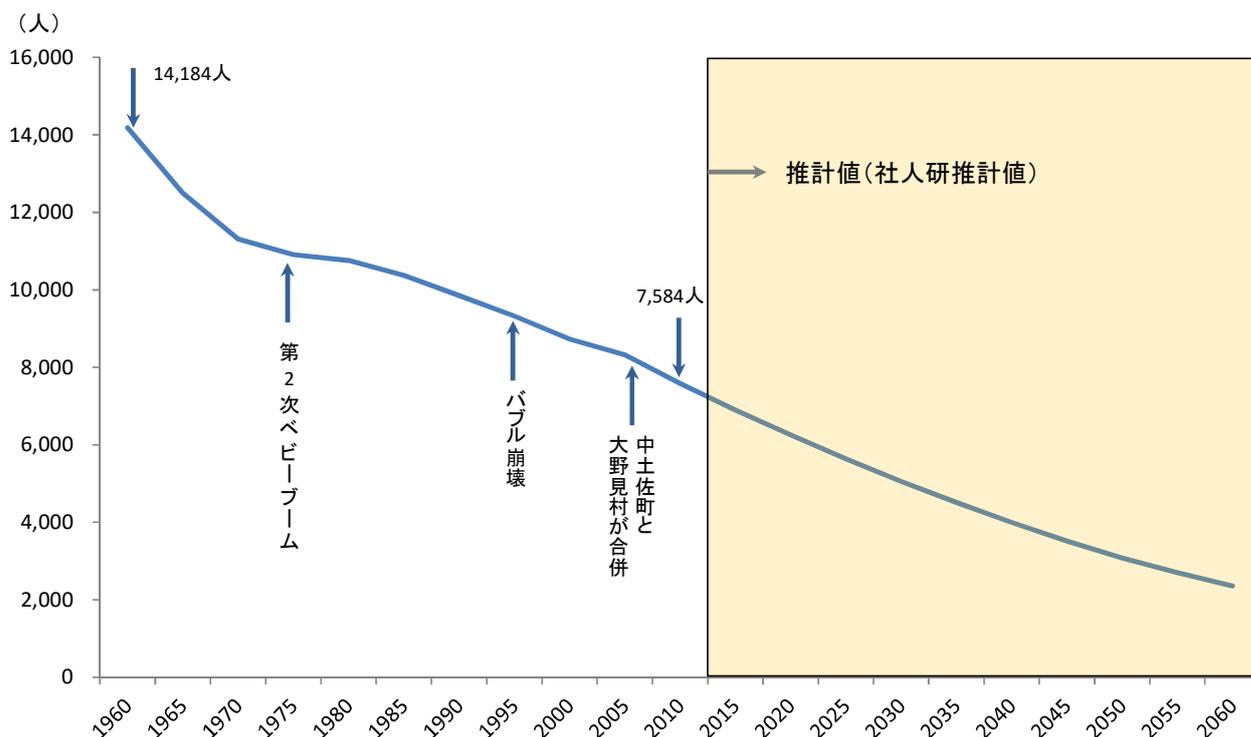
1 中土佐町における人口の特徴

(1) 中土佐町の人口

中土佐町の総人口を1960年(昭和35年)からみると、最も人口が多かった1960年の14,184人から減少傾向にあり、1990年(平成2年)には1万人以下となっている。

以降5年ごとの減少率は5%前後と高い水準で減少を続け、2006年(平成18年)には大野見村との合併を経たものの、2010年(平成22年)には8,000人を割り、7,584人となっている。

総人口の推移(中土佐町)



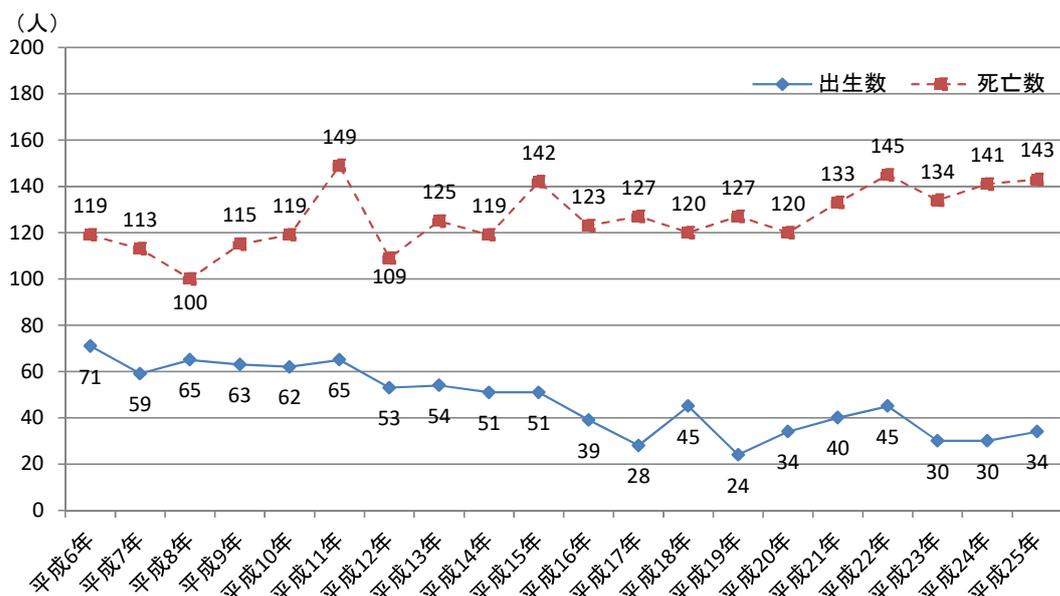
資料：国勢調査

推計値：国立社会保障・人口問題研究所

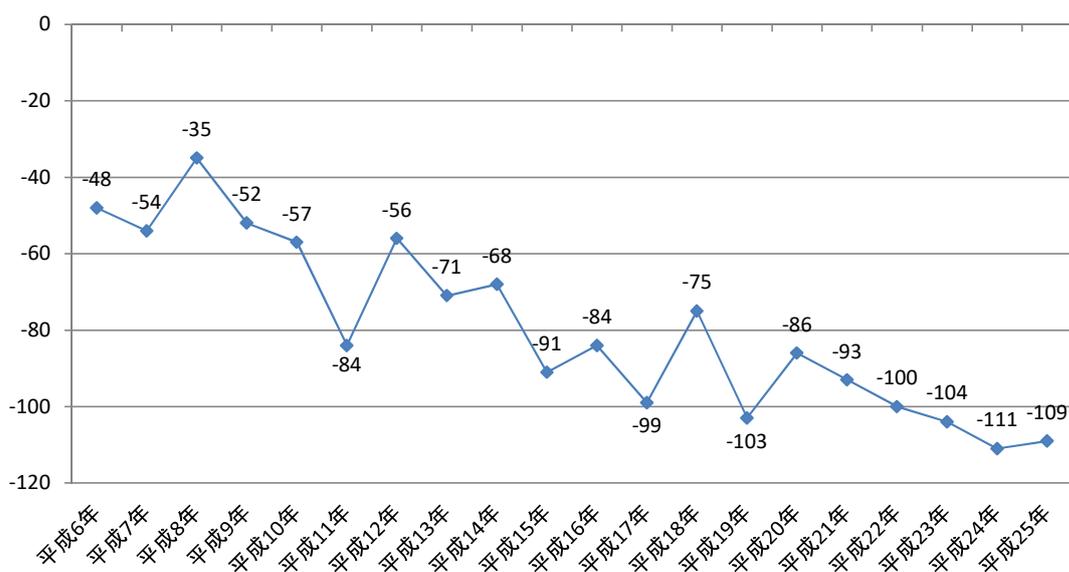
(2) 自然増減の推移

出生・死亡の推移をみると、1994年（平成6年）から2013年（平成25年）まで、死亡数が出生数を上回っている。また、死亡数は1994年（平成6年）の119人から2013年（平成25年）では143人と増加し、出生数は1994年（平成6年）で71人だったのが2013年（平成25年）ではその半分の34人と減少している。出生数から死亡数を差し引いた自然増減の推移は、死亡数が増加し出生数が減少しているため、自然減が続いており2008年（平成20年）以降はさらに加速して差が広がっている。

出生・死亡の推移



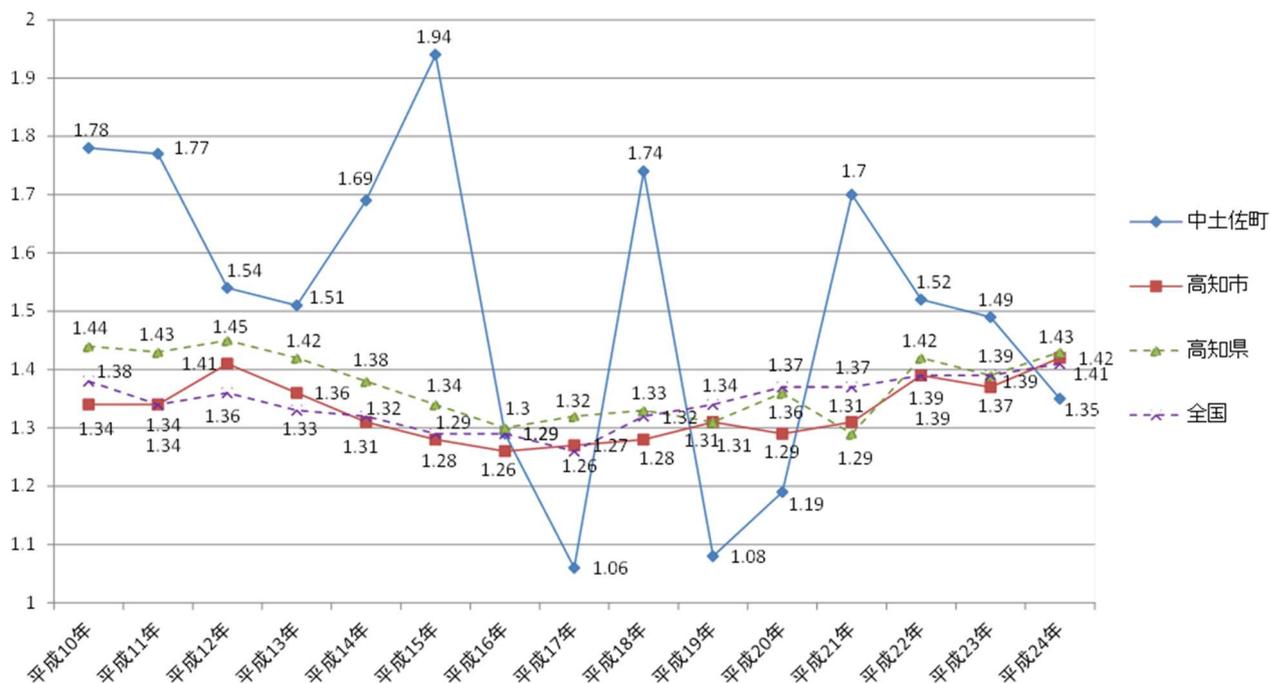
自然増減の推移



資料：住民基本台帳

また、合計特殊出生率を1998年（平成10年）からみると、2003年（平成15年）で1.94と最高値を示しているものの、2005年（平成17年）が1.06、2007年（平成19年）は1.08と落ち込んでいる。2009年（平成21年）には1.70と盛り返しているが、以降減少傾向となっており、2012年（平成24年）には1.35と全国、高知県、高知市と比べても低い出生率となっている。

合計特殊出生率の推移

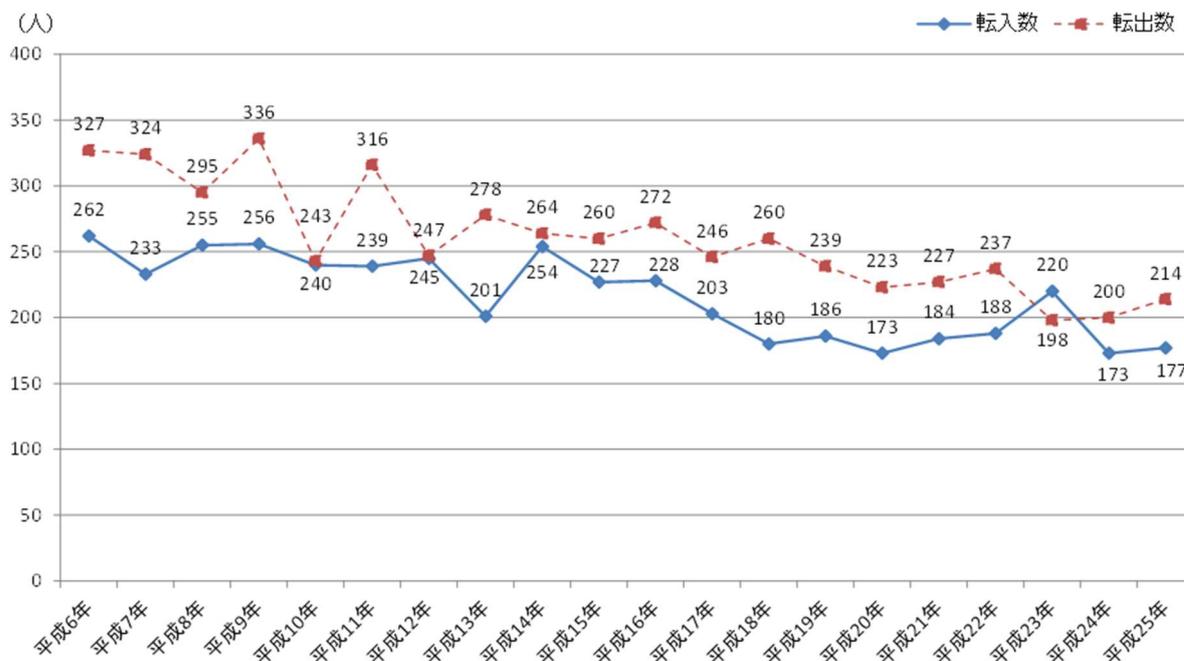


資料：厚生労働省「人口動態調査」

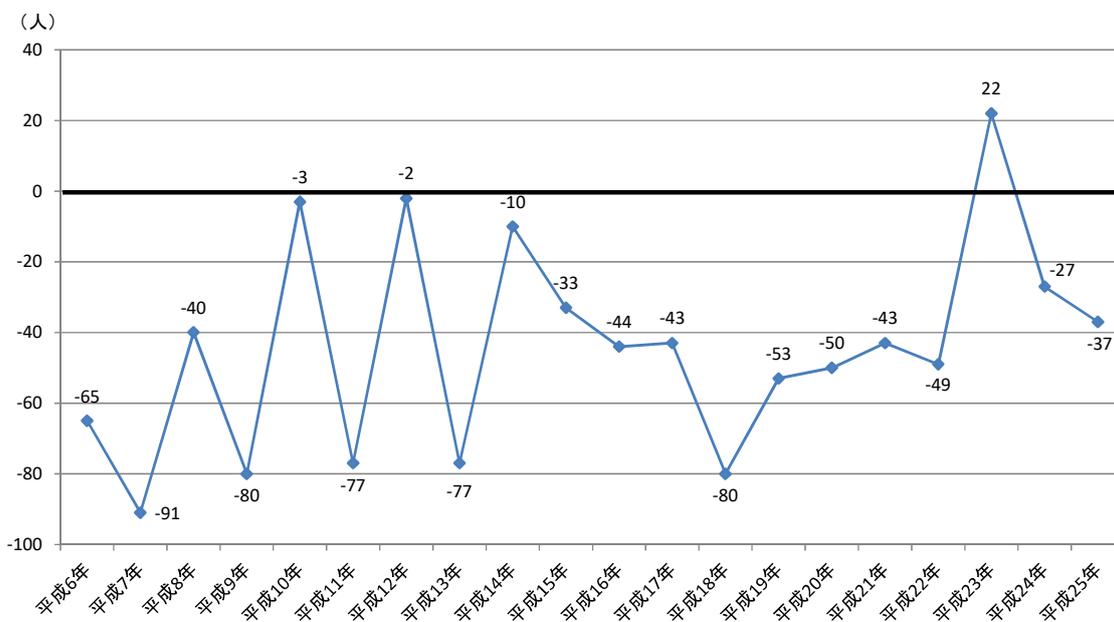
(3) 社会増減の推移

転入・転出の状況を見ると、1994年（平成6年）から2010年（平成22年）まで転出数が転入数を上回っており、2011年（平成23年）で一時逆転するものの、2012年（平成24年）、2013年（平成25年）では再び転出数が上回っており、社会減の状況が続いている。

転入・転出の推移



社会増減の推移



資料：住民基本台帳

2 中土佐町人口ビジョンを達成するための基本目標

(1) 将来の人口推計と目標人口

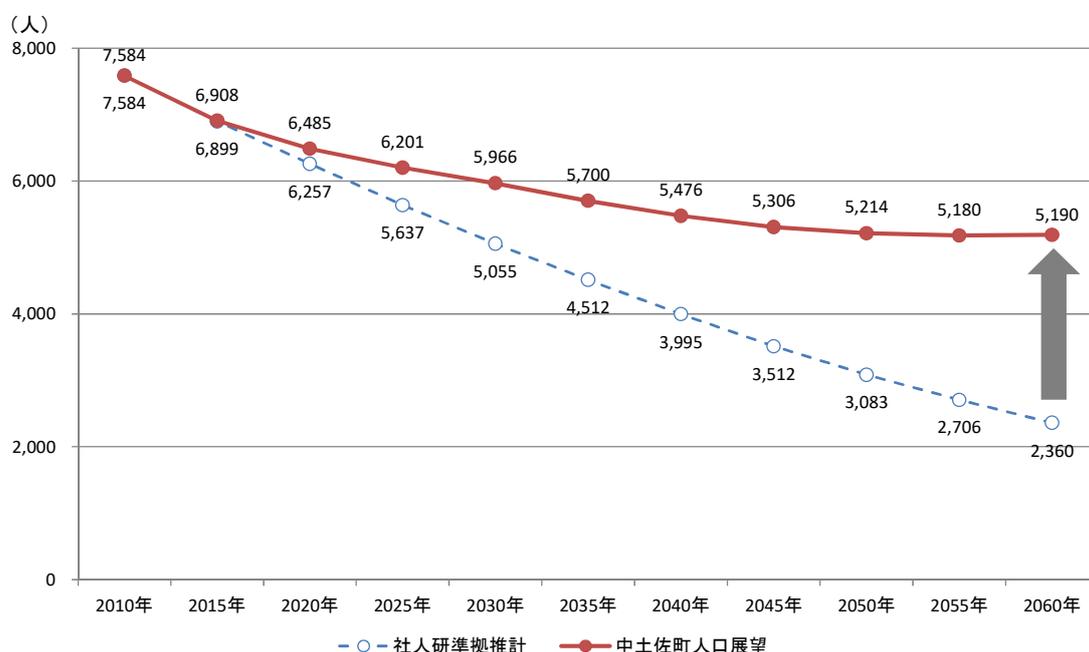
中土佐町人口ビジョンにおいて、将来の人口推計と目標人口を次のように示している。

社人研準拠推計によると、2015年以降、急激な減少を続け、2060年には2,360人にまで減少するとされている。

これに対して本町の展望人口では、2060年まで5,000人以上を維持するとともに、2055年を底に2060年にはやや上昇し始める人口カーブを目標としている。これは、合計特殊出生率を高知県人口ビジョンに合わせ2040年までに2.07、2050年までに2.27と段階的に上げていき、社会増については、2015年～2030年までの15年間に子育て世代、シニア世代合わせて740人、2030年から2060年までの30年間に子育て世代1,200人を増加させていくことで、達成できる見通しとなっている。

45年間で合計1,940人、年間平均約40人の転入者を誘致することで、2060年時点では社人研準拠推計に比べて2,830人の人口増となり、人口減から人口増への転換も実現することができる。

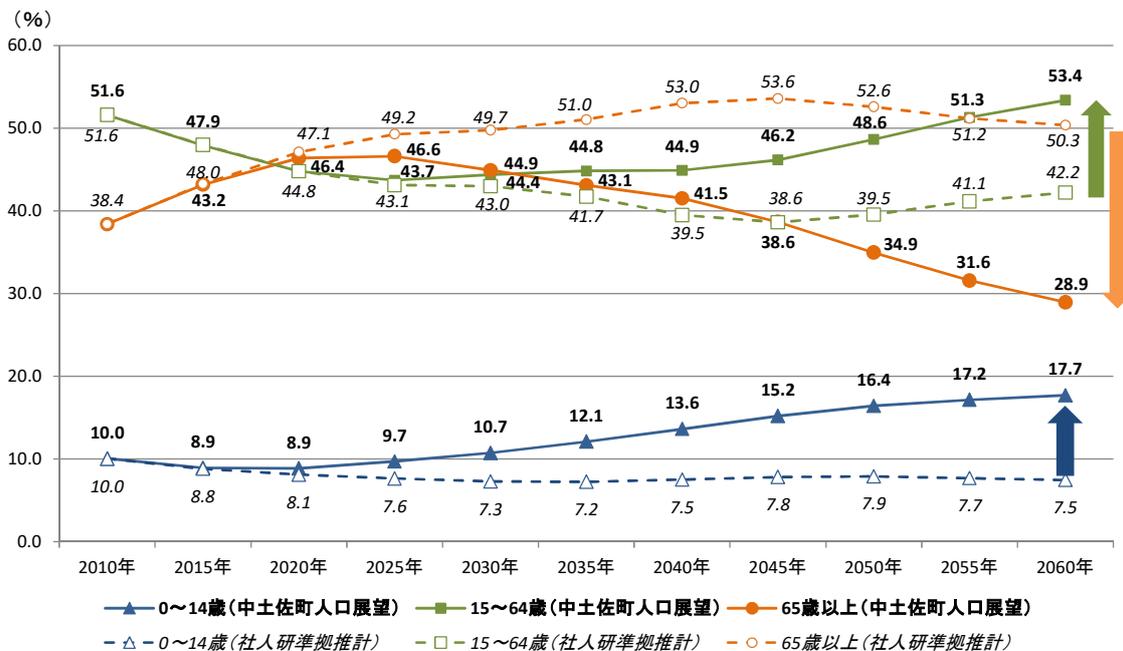
人口の将来展望



年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）の割合は、2020年まで減少するが、2025年以降は徐々に上昇し続け、2060年には17.7%となり、社人研準拠推計の低下傾向を徐々に解消することができる。生産年齢人口（15～64歳）の割合は、2010年の51.6%から2025年の43.7%まで減少を続けるが、2030年以降は徐々に上昇し、2060年には2010年水準も

上回ることができる。老年人口（65歳以上）の割合は、社人研準拠推計では2045年の53.6%まで上昇を続け2060年でも50%以上となっているが、本町の展望人口では、2025年の46.6%まで上昇するものの、2060年には30%以下にまで抑制できる見通しとなっている。

年齢3区分別人口の将来展望



(2) 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標

中土佐町人口ビジョンを達成するために、本総合戦略において国や高知県の総合戦略との連動を考慮しながら、次の4つを基本目標として展開する。

● 基本目標Ⅰ 地場産業の振興による安定した雇用の創出

「まち・ひと・しごと」のうちの「しごと」にあたり、中土佐町の地場産業や観光産業を強化し、雇用創出・人材育成を促進させる。

● 基本目標Ⅱ 新たなひとの流れをつくる

「まち・ひと・しごと」のうちの「ひと」にあたり、空き家活用や公営・町営住宅等の設置などにより、確実に人が居住する場所を確保する。

● 基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

「まち・ひと・しごと」のうちの「ひと」にあたり、若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、出生数の増加につなげる。

● 基本目標Ⅳ 安心な暮らしを守る

「まち・ひと・しごと」のうち「まち」にあたり、健康増進や生きがいつくりの促進、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らし続けることができる環境を整え、社会増につなげる。

第3章 基本目標別の施策と重要業績評価指標（KPI）

本章では、各基本目標における方向性や施策、取り組む事業、その事業を評価するための重要業績評価指標を示す。

1 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標と施策一覧

中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標	基本目標に対する施策
I. 地場産業の振興による安定した雇用の創出	<p>(1) 地場産業の振興と地場製品の強化 施策①漁業を目指す後継者の育成 施策②漁業振興及び漁業経営の安定に向けた事業推進 施策③町産材利用促進及び林業に関する雇用促進 施策④農業生産拡大による地域農業の活性化 施策⑤戦略的な販売施設の整備と商品づくり 施策⑥新規地場産業の育成 施策⑦高台工業用地の整備</p> <p>(2) 地域の特徴を活かした観光業の強化 施策①地域ブランドの醸成 施策②文化財等を活かした観光振興 施策③自然を活かしたスポーツ観光の振興</p> <p>(3) 雇用促進・人材育成と設備投資支援 施策①雇用拡大のための事業所支援 施策②就労希望者に対する能力開発支援 施策③新規就農者に対する支援 施策④町内店舗等における施設改修・設備投資支援 施策⑤町内開業者への支援</p>
II. 新たなひとの流れをつくる	<p>(1) 空き家活用による移住定住促進 施策①空き家を活用した中間管理住宅整備 施策②空き家を活用した移住体験住宅整備 施策③空き家を活用したオフィスの整備</p> <p>(2) 高台宅地造成と住宅整備による移住定住促進 施策①高台宅地造成と住宅整備 施策②移住定住促進のための住宅の整備</p> <p>(3) 移住定住希望者に対する支援 施策①移住定住促進施策 施策②町産材利用住宅整備助成 施策③移住定住希望者のための相談・支援</p> <p>(4) 観光による移住定住促進 施策①文化・芸術のまち中土佐づくり</p>

	<p>(5) 新たな移住者の掘り起こし 施策①関係人口の創出</p>
<p>Ⅲ. 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる</p>	<p>(1) 結婚までの支援 施策①結婚までの支援</p> <p>(2) 子育て支援 施策①新婚・子育て世帯の住宅購入支援 施策②不妊治療費助成による経済的負担軽減 施策③子育て費用の一部助成による経済的負担軽減 施策④子育て応援の拠点と環境づくり</p> <p>(3) 学力向上・ふるさと教育 施策①放課後学習支援の充実 施策②力のある学校づくりの促進 施策③子どもの地域活動への参加促進</p>
<p>Ⅳ. 安心なくらしを守る</p>	<p>(1) 健康増進と支え合いづくり 施策①町内スポーツ施設機能向上による健康増進、コミュニティ形成 施策②生きがい・支え合いづくり</p> <p>(2) 安心なくらしの支援 施策①買い物弱者への支援 施策②権利擁護の推進</p>

2 基本目標ごとの施策と重要業績評価指標（KPI）

基本目標Ⅰ 地場産業の振興による安定した雇用の創出

〈基本的な目標〉

- 農林水産業の6次産業化をはじめとした地場産業の振興や地産外商の推進、観光業の強化を図り、安定した雇用の創出や観光・交流人口の増加につなげる。

〈数値目標〉

- ◇ 新規雇用者数：5年間で50人
- ◇ 交流人口（観光入込客）数：基準値（H26）350,000人／年
⇒目標値（H31）400,000人／年

〈基本的な方向性〉

- 地場産業の振興と地場製品の強化
 - 高齢化や就業人口減少が著しい漁業、林業、農業において若者を雇用しやすい環境を整備する。
 - 中土佐ならではの商品の開発を促進し、ブランド化を図る。
 - 地理的条件の悪い地域に対して、農産物直販所への農産物の集荷を行い、地域間格差の解消などにつなげる。
 - 高台工業用地を整備し、地場産業の振興及び津波被害が予想される平地からの事業所移転を図る。
- 地域の特徴を活かした観光業の強化
 - メディア産業を育成し、観光業の活性化と地域ブランドの確立を図る。
 - 文化財を活用した観光業を振興し、雇用を創出する。
 - 中土佐町の自然を活かせるアウトドアスポーツの普及を図り、観光業の強化と新たな雇用を創出する。
- 雇用促進・人材育成と設備投資支援
 - 町内在住者を雇用した企業に対して補助をすることで雇用促進につなげる。
 - 就労希望者のための職業教育や能力開発を支援し、就職、安定雇用につなげる。
 - 新規就農者に対して、補助を行い継続就農につなげる。
 - 商店等の施設改修や設備投資にかかる資金の援助を行い、事業拡大、雇用拡大につなげる。
 - 地場産業起業家や空き店舗を活用した新規開業者に対して補助を行い、商店街などの活性化や雇用機会の拡大につなげる。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

(1) 地場産業の振興と地場製品の強化

●施策①：漁業を目指す後継者の育成

- ・ 本町の特徴のひとつである漁業の活性化を図るため、漁業体験の受け入れを強化し、漁業に対する関心を持ってもらう機会をつくる。
- ・ 漁業を目指す若者の受入支援体制の整備を図り、未来の漁師が生まれ育まれるまちにしてい

重要業績評価指標	基準値（H26）	目標値（H31）
漁業体験受入人数	1,602人／年	2,000人／年
漁業を目指す若者の受入人数(累計)	2人	7人

【具体的な事業】

■ 未来の漁師が生まれる事業

- 上ノ加江漁協の漁業体験受け入れ体制の強化。
- 生活支援や、漁船購入費等への補助制度を確立し、新規就漁者への支援を図る。

●施策②：漁業振興及び漁業経営の安定に向けた事業推進

- ・ 漁業関連施設等の充実、強化を図り、漁業振興の推進を図る。
- ・ 漁業者の漁業経営安定に向けて、ソフト面での支援強化を図っていく。

重要業績評価指標	基準値（H26）	目標値（H31）
近海、沿岸カツオ船数	7隻	7隻
漁業就業者減少率（%）	15%	10%

【具体的な事業】

■ 漁業振興事業

- エンジンリース事業等、国、県の補助事業を積極的に導入し、漁業関連設備等の充実、強化を推進する。

■ 漁業経営安定化事業

- 水揚げ奨励金や貸付制度等の充実を図り、漁業経営の安定に向け、支援強化を図る。

●**施策③：町産材利用促進及び林業に関する雇用促進**

- ・ 町産材利用を促進するため、安定的な木材の供給を目指す。
- ・ 林業の雇用拡大を目指し、町内在住者及び就業後に町内に居住を置く予定をしている者を雇用した際の担い手育成と森林整備の促進につなげるとともに、定住者の確保を図る。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
林業新規雇用者数 (須崎地区森林組合管内)	—	毎年 2 人

【具体的な事業】

■ **木々（もくもく）事業**

- 町産材利用促進事業の一環として、山主からの檜や杉の購入、伐採、搬出、加工、販売までの一貫作業への取組。
- 四万十ブランド木材等の PR 活動を展開。
- 町内在住者及び就業後に町内に居住を置く予定をしている者が林業事業所へ就業する際の育成費用の助成。
- クロモジ等の未利用森林資源の有効活用に対して支援を行う。

●**施策④：農業生産拡大による地域農業の活性化**

- ・ 地域の基幹作物の振興、ブランド化等により、地域農業の活性化、農家所得の向上、農家数の維持を図る。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)	
基幹作物	ショウガ	2,191 アール	2,500 アール
	ニラ	673 アール	700 アール
	インゲン	372 アール	400 アール
	イチゴ	333 アール	350 アール
	ミョウガ	287 アール	320 アール
	シシトウ	238 アール	300 アール
七面鳥羽数	300 羽	1,000 羽	
大野見米	12 トン	20 トン	
販売農家戸数	360 戸	400 戸	

【具体的な事業】**■ 地域農業活性化事業**

- 地域基幹園芸品目の生産振興による農家所得の向上。
- 基幹品目等の維持・発展による地域農業の活性化。
- 七面鳥の認知度及び販路拡大、生産者の意欲及び所得の向上。
- 大野見米のブランド化の推進。
- 新規就農者への支援。

●施策⑤：戦略的な販売施設の整備と商品づくり

- ・ 中土佐町では、「SEA プロジェクト」として町内産品の戦略的販売施設の整備を進めている。ここを拠点として、まち全体の魅力を発信するとともに、雇用拡大、交流人口拡大を図り、まちの魅力と地域経済を向上させていく。
- ・ また、新たな商品開発や新たに事業を始めたい方などのための講座や助成を行い、町内産品の魅力向上を図る。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
戦略的販売施設の雇用者数	—	30 人
戦略的販売施設への訪問者数	—	100,000 人／年
新たな商品開発に取り組む事業者数 (累計)	—	3 事業者
講座参加人数	—	6 人／年
農産物集荷農家数 (累計)	26 戸	100 戸
大正町市場商店街入込客	150,000 人／年	180,000 人／年
中土佐のうまいもん食わしちやお商品開発数 (累計)	2 商品	5 商品

【具体的な事業】**■ 町内産品の戦略的販売事業**

- 久礼新港背後地に、物販販売施設、既存の「風工房」の移設、レストラン、その他テナントによる戦略的販売施設整備を行う。
- 戦略的販売施設を拠点として、地産外商マネージャーを活用して町内産品の戦略的販売・まちの魅力を積極的に発信を行い、まち全体の経済活動の底上げと町内所得向上につなげる。
- 海・川・山の物、農林水産物を活かした中土佐ならではの商品づくりの開発と地域内での販売を検討。
- 商品開発と販売についての講座を開催。

■ 農産物直販所集荷事業

- 町内において、地理的に条件の悪い地域に対し、中土佐町農産物直販所への農産物の集荷を行うことで、地域間格差の解消や高齢者等の見守り、生きがい、所得の向上を図る。
- **大正町市場商店街活性化事業**
 - 中土佐町を代表する伝統的な街並みを残す商店街であり、重要な観光・商業資源としての大正町市場商店街の活性化を図る。
- **中土佐のうまいもん食わしちやお商品開発プロジェクト**
 - 中土佐町の地域素材を活かした郷土料理や食品等を開発し、グルメ市場の開拓を図る。

●**施策⑥：新規地場産業の育成**

- ・ 地場産業の育成を図るため、起業、新分野への進出又は新技術・新製品に係る研究開発を行う事業者を支援し、町の産業振興の推進に取り組む。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
水産加工場の開発商品数 (累計)	—	10 商品
天日塩製塩所での就労者数 (累計)	1 人	3 人
四万十川に生息する魚介類の増養殖事業者数	—	1 事業者

- 【具体的な事業】**
- **地場産業育成支援事業**
 - 町有施設を活用して町内の水産物の加工事業に取り組む事業者に対し、創業時の販路開拓及び新商品開発に係る費用について財政支援する。
 - 町有施設を活用して天日塩の製塩事業に取り組む事業者に対し、創業時の販路開拓及び新商品開発に係る費用について財政支援する。
 - 町有施設を活用して四万十川に生息する魚介類の増養殖に取り組む事業者に対し技術及び財政支援を行う。

●**施策⑦：高台工業用地の整備**

- ・ 地場産業の振興及び津波被害が予想される平地からの事業所移転を図るため、高台工業用地を整備する。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
高台工業用地造成面積	—	5,000 m ²
高台工業用地立地企業数	—	1 以上

【具体的な事業】

■ **高台工業用地造成事業**

- 高台に工業用地を確保し、造成する。
- 津波被害が予想される平地から工業用地への事業所移転に対しては、優遇支援策を講じる。

(2) 地域の特徴を活かした観光業の強化

● **施策①：地域ブランドの醸成**

- ・ 中土佐町に関する町内外の地域イメージと、それを構成する中土佐町の自然や文化財、環境、観光スポット、特産物などの地域ブランド資源を総合的に調査・評価し、体系的に整理した上で、効率的・効果的な地域ブランド戦略の構築を図る。
- ・ 地域ブランド資源を総合的、体系的に紹介する観光・地域ブランド情報サイトを構築し、戦略的に情報発信をしていくことで観光振興と地域ブランドの醸成を図る。
- ・ 多様なメディアで中土佐町の魅力を発信する人材を育て、増やす。
- ・ 高幡広域市町で連携し、観光振興を図る。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
中土佐町地域ブランド戦略の策定と実施	—	策定・実施
中土佐町観光・地域ブランド情報サイト	—	構築・運用
地域ブランド公式リリース発信数	—	月1回以上
中土佐町観光・地域ブランドサイトアクセス数	—	10,000人/月
地域ブランド発信協力者数	—	100人

【具体的な事業】

■ **中土佐町地域ブランド戦略構築事業**

- 中土佐町の自然や文化財、観光スポット、特産物などの地域ブランド資源を総合的に調査・評価し、体系的に整理した上で、効率的・効果的な地域ブランド戦略の構築を図る。
- この地域ブランド戦略に則って、町内外でのPR活動を実施していく。

■ **中土佐町観光・地域ブランド情報サイト構築運用事業**

- 地域ブランド資源を総合的、体系的に紹介する観光・地域ブランド情報サイトを構築し、戦略的に情報発信をしていくことで観光振興と地域ブランドの醸成を図る。
- 各地を取材して映像化を行い、観光・地域ブランドサイト等でネット映像を

配信する。

- 町内の観光施設や観光スポット等を掲載した、総合的な町内周遊パンフレット等を作成する。

■ **メディア産業人材の育成**

- ヒト・モノ・コトを表現する産業（技術や組織）の創出。
- メディア産業を担う人材の発掘・育成。
- 最初の1～2年は、専門家を育てるための予算を措置し、専門家に来てもらって一緒に制作することで、自分達のノウハウを持って発信していけるようにする。
- 将来的には、多様なメディアで情報発信できるプロデューサーやディレクター、デザイナー、ライター、ブロガーなどがこの町に根付くことを目指す。

■ **広域組織による観光振興**

- 奥四万十博を開催し、地域の魅力を発信する。

● **施策②：文化財等を活かした観光振興**

- ・ 中土佐町で培われてきた歴史・文化を地域の宝として守り、まちの魅力として情報発信し、新しい人の流れをつくる。
- ・ 土佐の三大祭や漁師町としての独特の習俗のある中土佐地区と、貴重な伝統的農具・器具が残る大野見地区の民俗的価値の高い地域を持つ中土佐町の立地を活かした歴史民俗博物館を修復・整備することにより、新たな観光拠点としてひとの流れを創出する。
- ・ 小さな美術館として知られる「中土佐町立美術館」の価値ある収蔵品と施設を地震津波から守るために高台へ移転させる。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
町内文化財資料館等の訪問者数	19 人／年	100 人／年
中土佐町立美術館の入館者数	3,404 人／年	4,000 人／年

【具体的な事業】

■ **文化財活用事業**

- 大野見四万十民俗館の改修
老朽化が進んでいるが、国の重要な文化的景観構成施設であり、国等の補助を導入し改修を予定している。大野見地区の文化財を収納、展示・管理し文化感のあるまちを創造する。
- 鯉乃國文化財資料館&青柳記念コーナーの整備

中土佐地区の文化財が各施設に収納されているが、これらを整理し、一か所に収納、展示・管理し文化感のあるまちを創造する。同時に、資料館に青柳裕介氏の記念コーナー「土佐の一本釣り」を配し、情報発信の魅力を向上させる。

○ 中土佐町立美術館の整備

「中土佐町立美術館」は、価値ある 700 点ほどの作品を収蔵・展示しているが、現在の施設は地震津波の被害を避けられないことから、施設、収蔵作品とも高台へ移転させる。

● 施策③：自然を活かしたスポーツ観光の振興

- ・ 中土佐町の資源である自然を活用し、流入人口の増加と雇用の創出を図る。
- ・ 海でサーフィン、シーカヤック、釣り、川でカヌー、渓谷や山でハイキング、トレッキング、全域でサイクリングなど、アウトドアスポーツで活かせるポテンシャルを持つ場所が存在する。
- ・ 四万十源流の家や天満宮キャンプ場、カヌー施設等を活用し、人を呼び込み雇用を産み出す。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
アウトドアスポーツ関連観光客数	—	500 人／年
アウトドアスポーツ関連雇用者数 (累計)	—	2 人

【具体的な事業】

- サーフィン、シーカヤック、釣り、川でカヌー、渓谷や山でのハイキング、トレッキング、サイクリングなど、中土佐町の自然を活かしたアウトドアスポーツの普及、情報発信を図り、観光交流人口の増加、雇用の拡大につなげる。

(3) 雇用促進・人材育成と設備投資支援

● 施策①：雇用拡大のための事業所支援

- ・ 町内に移住してきた人材を新たに雇用した事業所等に対して、雇用関連経費を補助することで雇用を促進させる。
- ・ 後継者が存在しない事業所・店舗の事業承継のための人材雇用に対する補助に取り組み、地域産業の活性化を促す。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
移住者を新規雇用した事業者数	—	5 事業者
町内事業所の移住者新規雇用人数 (累計)	—	8 人
事業承継人材雇用の人数 (累計)	—	3 人

【具体的な事業】

■ 産業振興人材確保支援事業

- 町内に移住してきた人材を新規雇用した事業所への住宅費等の補助。
- 既存事業者の事業承継人材や店舗存続を目的とした人材雇用に対する給与支給等への補助。

● 施策②：就労希望者に対する能力開発支援

- ・ 正規雇用が生まれるためには、能力や経験が必要である。そのために必要な訓練を促すとともに、育成過程の中で、生活基盤となる仕事を提供し、定住する気持ちを継続させる。
- ・ 本人の状況に応じた柔軟な働き方が必要な就労希望者に対して、自立的に一般就労に就くことができることを目指す。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
職業教育・能力開発支援を受けた人数 (累計)	—	5 人
新規就労者数 (累計)	—	11 人

【具体的な事業】

■ ひとむすび事業

- 就労希望者に対して町内正規雇用や派遣社員の募集を集約し、周知するとともに必要な職業教育、能力開発支援を行い、就労につなげる。

■ 就労応援事業

- 就労に関して援助が必要な長期失業者、高齢者、障害者などへの支援体制を整備する。
- 就労支援が可能な事業所を把握し、当該事業所の受入れ体制の整備を支援する。
- 一般就労までのつなぎ支援を行う。

● 施策③：新規就農者に対する支援

- ・ 中土佐町の農地の保全と青年就農者 (45 歳未満) の所得安定及び専業農家の担い手育成を図る。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
新規就農者数 (累計)	7人	12人

【具体的な事業】

■ 専業農家担い手就農給付事業

- 経営が不安定な就農直後の所得の確保に対する支援。
- 中土佐町に住所を有し、本人が専業農家を目指し、親元等からの技術の習得を受ける期間に対し、給付金を給付する。ただし、国の行う青年就農給付金等類似する給付金を受ける場合は、該当しない。また、5年間の報告義務を有し、他の職に就いた場合は返還となる。

● 施策④：町内店舗等における施設改修・設備投資支援

- ・ 商工業者が実施する施設改修や設備投資を補助することで、今後の事業継承や事業継続における基盤を強化する。
- ・ 補助要件に雇用促進や事業拡大を盛り込むことで、地域における雇用機会の拡大につなげる。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
施設改修・設備投資実施店舗等の数 (累計)	2店舗	5店舗

【具体的な事業】

■ 商工業店舗魅力化事業

- 町内商店街等の維持・発展のため、新規開業者及び既存経営者に対して、それぞれに条件を設定し、店舗の改修や設備投資に対する補助を行う。
- 県事業の「店舗魅力向上事業費補助金：既存店舗対象」や「空き店舗対策事業費補助金：新規開業店舗対象」では、現実の改修や開業に係る経費に対してあまりに少額であり、上乘せの補助が必要である。

● 施策⑤：町内開業者への支援

- ・ 町内において起業した地場産業事業者を育成・補助を行い、商店街等の維持・発展を図る。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
町内地場産業新規開業数 (累計)	—	3業者
町内空き店舗での新規開業数 (累計)	1業者	5業者

【具体的な事業】

■ **地場産業・新規開業支援事業**

- 町内で起業した地場産業事業者に対する開業資金及び販路拡大に伴う経費への補助を行う。
- 新たに事業を始めた方、始めようとする方が研修、専門相談員等のアドバイスを受けるための費用助成。

■ **町内空き店舗活用支援事業**

- 空き店舗での新規開業者に対する家賃補助を行う。

基本目標Ⅱ 新たなひとの流れをつくる

《基本的な目標》

- 空き家の活用や高台地域での宅地造成、公営・町営住宅の整備により移住定住の受け入れ基盤を整える。
- 移住定住希望者への支援を充実させ、新たなひとの流れをつくる。

《数値目標》

- ◇ 人口の社会増減：基準値（H25）－37人⇒目標値（H31）20人（5年間で100人）
- ◇ 町外からの誘致移住者数：基準値（H25）2人／年⇒目標値（H31）36人／年

《基本的な方向性》

- 空き家活用による移住定住促進
 - 農家の空き家を活用し、観光型農業の場として田舎暮らしを希望する人を受け入れ、移住定住を促進させる。
 - 空き家を中間管理住宅として町が借り上げ、公的住宅として整備し、移住定住希望者の受け入れを促進させる。
 - 空き家を町が借り上げ、オフィスとして整備し、起業者に貸し出すことにより、起業希望の移住者の受け入れを促進させる。
- 高台宅地造成と住宅整備による移住定住促進
 - 現在最も大きな問題となっている住宅の確保に向けて、津波や地震の被害が少ない高台への宅地造成の取り組みを進める。
 - 公営・町営住宅の建設・改修を促進し、移住定住者の増加につなげる。
- 移住定住希望者に対する支援
 - 移住者又は移住希望者が居住するための民間の賃貸物件や空き家の改修費の助成、町産材を利用した新築住宅・改築時の助成などを行い、移住・定住の促進につなげる。
 - 移住希望者や中土佐町で働きたい人に対して、求人案内や空き家情報専用のホームページを開設する。また、移住サポーターや移住相談員を設置し、移住・定住希望者の支援を強化し、移住・定住促進を図る。
 - 東京23区に居住もしくは通勤している人が町内に移住し、認定された事業所に就職した場合などに支援金を交付する。
- 観光による移住定住促進
 - 文化芸術のまちを目指し、文化財の活用や芸術活動の活性化を図り、新たなひとを呼び込む。

- 自然環境を活かした観光事業を充実させ、新たなひとの流れをつくる。
- 新たな移住希望者の掘り起こし
 - 町内の資源を活用したセミナー等を都市部で開催し、現地視察に赴いてもらい町の魅力に共感してもらうことにより、関係人口を創出する。
 - 町が指定する事業所等で短期のお試し移住者が就労等を行う場合に支援を行う。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

(1) 空き家活用による移住定住促進

●施策①：空き家を活用した中間管理住宅整備

- ・ 空き家を改修し、中土佐町への移住定住を希望する人に対して貸出し、移住定住者を増やしていく。
- ・ 現在空き家となっている住宅を町が借り上げ、中間管理住宅として運営していく。

重要業績評価指標	基準値（H26）	目標値（H31）
中間管理住宅ストック数（累計）	—	20 戸
平成 31 年度末入居者数	—	60 人

●施策②：空き家を活用した移住体験住宅整備

- ・ 中土佐町への移住に関心を持ち、移住に向けて主体的に行動しはじめた人に対して、実際に短期間居住してもらうための環境を整備し、中土佐町での暮らしへの理解を深めてもらうことで、移住定住につなげていく。
- ・ 受け入れに前向きな地域住民との協働で、滞在者への中土佐暮らしを紹介し、移住定住のきっかけづくりに取り組む。

重要業績評価指標	基準値（H26）	目標値（H31）
移住体験住宅総数	—	2 戸
移住体験住宅利用者数	—	60 人／年

【具体的な事業】

■ 移住体験住宅整備事業

- 現在空き家となっている住宅を中間管理住宅として町で借り上げを行う。
- 確保している中間管理住宅のうち一部を短期滞在型の移住体験住宅として整備し、移住希望者を受け入れ、実際に移住生活を試してもらう。
- 海辺の暮らし体験住宅 1 戸、農山村の暮らし体験住宅 1 戸などを用意。個人住宅だけでなく、シェアハウスなど中間管理住宅の用途別活用の仕方について検討を進める。

■ 移住きっかけづくり事業

- 短期滞在型移住体験住宅を管理運営する事業主体を選定。
- 事業主体を中心に地域住民や自治組織、町が協働で滞在者に対する移住体験プログラムを開発して、移住定住に向けてのきっかけづくりをしていく。

- 移住希望者が希望とする暮らし方に応じて、柔軟に体験プログラムをカスタマイズする。

●施策③：空き家を活用したオフィスの整備

- ・ 空き家を町が借り上げ、オフィスとして整備し、起業者に貸し出すことにより、起業希望の移住者の受け入れ体制を整備する。
- ・ 移住相談会等において起業希望者の受け入れを行う。

重要業績評価指標	基準値 (H30)	目標値 (H31)
空き家活用オフィス数 (累計)	—	1 戸

【具体的な事業】

■ 空き家活用オフィス整備事業

- 現在空き家となっている住宅を町が借り上げ、オフィスとして整備する。
- 起業者に貸し出すことにより、起業希望の移住者の受け入れを促進させる。

(2) 高台宅地造成と住宅整備による移住定住促進

●施策①：高台宅地造成と住宅整備

- ・ 人口減少を抑え、中土佐町への移住定住者を今後増やしていくために現在最も問題となっている住宅の確保をするために、津波の被害が少ない高台への宅地造成の取り組みを進める。
- ・ 安心して住み続けることができるまちづくりに向けて取り組む。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
高台宅地造成地の面積	—	4,000 m ²
高台宅地造成地の区画数	—	20 区画

【具体的な事業】

■ 高台宅地造成事業

- 災害時に津波の被害の少ない高台への宅地造成の取り組みを進め、安心して住み続けることができる環境を整える。
- 町産材を使用した住宅の建築や町内業者での施工を促す。

●**施策②：移住定住促進のための住宅の整備**

- ・ 中土佐町への移住を希望する人や町内に定住を希望する若者や子育て世代、高齢者等が低家賃で住居を確保できるようにするための施策である。
- ・ 移住希望者にとって最大の障害となっている住居確保問題を、公営住宅を建設することで解消する。また、災害等の被害がない安全な場所に建設することで、確実な移住定住につなげていく。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
公営・町営住宅総数	158 戸	168 戸

【具体的な事業】

■ **公営住宅建設事業**

- 移住希望者や町内に定住を希望する若者や子育て世代が独立のために低家賃で住居を確保できる公営住宅を建設する。

■ **町営住宅改修・増設事業**

- 中土佐町への移住者、定住者を増やすために、現在ある町営住宅の改修・増設を行い、若者・子育て世代が住みやすい環境に整備する。
- 一部は、低所得の高齢者向けの住宅としての整備を行う。

(3) **移住定住希望者に対する支援**

●**施策①：移住定住促進施策**

- ・ 中土佐町への移住に関心を持ち、移住に向けて主体的に行動している方に対して、賃貸住宅の整備費の助成を行い、移住定住につなげていく。
- ・ 東京圏への過度な一極集中の是正及び地方の担い手不足の解消のため、移住支援金を交付することで、UIJ ターンを促進し起業・就業者の創出等を図る。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
賃貸住宅環境整備補助事業制度利用戸数 (累計)	—	10 戸
若者・子育て世帯移住者数 (累計)	—	30 人
地方創生移住支援事業を活用した移住者 (累計)	— (H30)	2 世帯

【具体的な事業】

■ **賃貸住宅環境整備補助事業**

- 移住者又は移住希望者が居住するための民間の賃貸物件や空き家について、

対象物件の改修や荷物の処分に必要な費用を助成する。

■ 地方創生移住支援事業

- 東京都23区の在住者又は通勤者が、中土佐町に移住し中小企業へ就職もしくは起業する場合に支援金を助成する。

● 施策②：町産材利用住宅整備助成

- ・ 町産材の住宅の新築や改築時に助成を行い、中土佐町への定住者の増加を促す。
- ・ 助成の対象を、「町内業者での施工」と限定することにより、町内の建築業の振興を図る。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
町産材利用住宅数 (累計)	—	10 戸

【具体的な事業】

■ 町産材利用促進事業

- 住宅の新築・改築時に町産材を利用する場合の助成を行う。
- 住宅の柱や梁、壁床材等に町産材を使用している住宅の新築・改築を町内業者の施工で予定している者が対象。
- 町産材の使用量に応じて、建築費への助成を行う。

● 施策③：移住定住希望者のための相談・支援

- ・ 中土佐町に関心を持っている人、中土佐町で働きたい人、移住に向けて主体的に行動している段階の人など、中土佐町への移住定住希望者のために、住宅や求人情報の発信、相談体制整備などの支援に取り組む。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
移住定住・求人情報発信回数	—	25 回／年
移住サポーター数	1 名	5 名
移住相談員	1 名	2 名
移住・定住に関する相談件数	44 件／年	100 件／年

【具体的な事業】

■ 移住定住・求人情報発信事業

- 中土佐町で働きたい、移住したい方を対象とした求人情報や空き家・空き地情報専用の掲示板、ホームページを作成。
- 月に2～3回のペースで更新。

- 移住サポーター育成事業
 - 町の移住促進をお手伝いしてくれる移住者を「移住サポーター」として登録。
 - 登録は、地区、UIJ ターン、若年、子育て世代、定年、現在の職業等でカテゴリーを分けて行う。
 - 町内の方を講師とした講座や研修会を実施し、移住者にさらに町のことを知ってもらい、好きになってもらうことで定住化を図る。
 - サポーターの座談会・交流会を開催し、中土佐町の魅力や地域資源、移住定住の促進方策について意見交換し、まとめた内容を情報発信していく。
- 移住相談員設置事業
 - 移住相談員を2名配置し、移住定住希望者に対する相談業務を行う。

(4) 観光による移住定住促進

●施策①：文化・芸術のまち中土佐づくり

- ・ 町の文化財を町の魅力としてPRし、また、芸術家の活動を町として支援することで、文化・芸術のまちとしての地位を築き、新たなひとの流れを創出する。
- ・ 公共施設等の遊休施設を芸術家のアトリエとして活用し、芸術活動拠点の場をつくることで、文化・芸術のまちづくりを創出する。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
遊休施設等を芸術活動で利用した回数	—	5回/年

- 【具体的な事業】**
- 遊休施設等活用事業
 - 遊休施設の改修
芸術家の活動が公共施設（遊休施設）で行われる場合、老朽化が進んでいる施設等についてはこれを改修し、芸術家の活動を町として支援する。

(5) 新たな移住希望者の掘り起こし

●施策①：関係人口の創出

- ・ 町内の資源を活用したセミナー等を都市部で開催し、現地視察に赴いてもらい町の魅力に共感してもらうことにより、関係人口を創出する。
- ・ 町が指定する事業所等で短期の就労等を行うお試し移住者に対して宿泊費等の支援

を行う。

重要業績評価指標	基準値 (H30)	目標値 (H31)
都市部での移住相談イベントへのスタッフ参加者	—	3人

【具体的な事業】

■ 関係人口創出事業

- 地域資源の活用や地方での活動等に関心のある首都圏在住者を対象に、中土佐町に関するセミナーや現地視察を実施する。

■ ふるさとワーキングホリデー支援事業

- 参加者の滞在時における宿泊や移動に必要な費用を助成する。

基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

《基本的な目標》

- 誰もが希望の時期に子どもを生き育てやすい環境づくりに向け、結婚、妊娠、出産、子育てなどのライフステージの各段階に応じた切れ目のない対策を進め、安心して結婚、子育てできる環境をつくる。

《数値目標》

- ◇ 合計特殊出生率：基準値（H24）1.35⇒目標値（H31）1.60
- ◇ 年少人口：基準値（H26）667人⇒目標値（H31）580人

《基本的な方向性》

- 出会いから結婚までの支援
 - 若者の出会いの場の創造を行い、出会いから結婚までのサポートを充実させ、晩婚化・非婚化・晩産化からの脱却を図る。
- 子育て支援
 - 新婚・子育て世帯の住宅購入費や特定不妊治療費、乳幼児から高等学校に至るまでの子育てにかかる費用など、経済的支援を行い、結婚・子育て世代の希望をかなえる。
 - 子どもや親が相談しやすく、親同士や子ども同士が交流できる“子どもセンター”を設置し、子ども子育て支援施策の充実を図る。
- 学力向上・ふるさと教育
 - 次代を担うまちの宝である子どもたちの教育に関し、町独自の「中土佐検定」などを実施し、学力向上を図るとともに、「ふるさと教育」を通してまちを学び、中土佐町（ふるさと）に愛着を持つ子どもを育てる。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

（１） 結婚までの支援

●施策①：結婚までの支援

- ・ 関係機関と連携した結婚までの支援を行う。

重要業績評価指標	基準値（H26）	目標値（H31）
交流イベント参加者数	－	40人／年
年間婚姻届出数	21件／年	25件／年

【具体的な事業】

■ 婚活支援事業

- 男女の交流の場や出会いの場を提供する交流イベント等の支援を行う。

■ 結婚支援事業

- 県の行う結婚支援事業の情報提供を行う。
- 出産・子育て支援、人権相談などの担当部署と連携して相談対応体制を整備する。
- 高知県等の行う結婚支援事業の活用。

（２） 子育て支援

●施策①：新婚・子育て世帯の住宅購入支援

- ・ 新婚・子育て世帯が中土佐町で住宅を購入する際に、固定資産税の額に相当する金額を助成することで中土佐町に住み続ける人を増やす。

重要業績評価指標	基準値（H26）	目標値（H31）
新婚・子育て世帯住宅購入支援制度利用件数（累計）	－	10件

【具体的な事業】

■ 新婚・子育て世帯住宅購入助成事業

- 結婚1年以内、または15歳（中学生）以下の子どもがいる世帯が新たに住宅を取得して定住する場合に、固定資産税の額に相当する金額を、通算5年を

限度として助成する。

- 5年以上の定住を条件として、5年未満で取得した住宅を取り壊し、貸与または売却したとき及び転居、転出した場合は、助成金の返還が必要となる。

●施策②：不妊治療費助成による経済的負担軽減

- ・ 若い世代で晩婚化が進む中で、子どもがほしくてもなかなか妊娠できない夫婦に対して、不妊の原因を調べる検査費用や高額な不妊治療費を助成し、出産・子育ての希望をかなえる。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
不妊治療費助成利用件数 (累計)	—	5 件
不妊治療による出産成功件数 (累計)	—	1 件

【具体的な事業】

■ 不妊治療費用助成事業

- 医療保険が適用されていない体外受精 (IVF) 及び顕微授精などの特定不妊治療等を受ける人に対する治療費の一部を助成する。

【対象者条件 (案)】

- ・ 法律上婚姻関係であるもの
- ・ 結婚していて希望しても妊娠できない状態が1年以上続く場合
- ・ 1人目ができて2人目ができない場合
- ・ 上限5回まで治療可能とする

●施策③：子育て費用の一部助成による経済的負担軽減

- ・ 中土佐町で安心して子育てができるように、経済的負担の軽減を図り、子育て世帯の希望をかなえる。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
子育て応援事業 助成利用者数	—	60 人/年
高等学校等通学費等助成利用者数	171 人/年	150 人/年

【具体的な事業】

■ 子育て応援事業

- 紙おむつ購入費用に対する一定金額補助。

【対象者等】

- ・ 2歳児までの子どもを持つ家庭

- ・町内の商店で購入した場合に限る。

■ 保育料軽減事業

- 保育料軽減

【対象者】

- ・22歳未満の子を2人以上扶養している世帯
- ・2人目以降の子が中土佐町に住所を有している
- ・「認可保育所（保育の実施について町と委託契約を締結している他市町村を含む）」、「幼稚園」及び「届出認可外保育施設」に入所している児童
- ・上記すべてに該当する世帯に対して、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料に軽減する

■ 高等学校等通学費等助成事業

- 高等学校等に在学する生徒の保護者に対する公共交通機関の通学費及び寮や下宿費の一部助成。

● 施策④：子育て応援の拠点と環境づくり

- ・子どもを持つすべての家庭が、安心して子どもを育てることができる環境づくりを進め、子育て世代の移住定住促進につなげる。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
子どもセンター利用者数	—	500人／年
放課後子ども教室利用児童数	95人／年	88人／年

【具体的な事業】

■ (仮称) 子どもセンター設置事業

- 子どもを専門的にみる施設がないため、子どもや親が相談に行ったり、通報したり、保護したり、何かあった時に子どもたちを総合的・専門的にケアする拠点をつくる。
- 子どもに関するスペシャリストの配置。
- 子育てサポーターの充実。
 - ・子育てのストレスを聞いてくれる人の派遣
 - ・就業前後の保育の送り迎えを行う、賃金の補助
 - ・病気の子どもを見てくれる場所づくり
- 子育て親子の交流。
 - ・子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
 - ・子育て等に関する相談及び援助の実施
 - ・地域子育て関連情報の提供

- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施。
- 一時預かり事業。
 - ・保育所を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所等において児童を一時的に預かる事業。
- 放課後子ども教室整備事業
 - 町内放課後子ども教室の運営（久礼：ポニートキッズクラブ、上ノ加江：めだかクラブ、大野見：いちごクラブ）。
 - 上ノ加江地区の放課後子ども教室の整備。
- 子どもの遊び場づくり事業
 - 休校となっている笹場小学校や矢井賀小学校などを活用した子どもの遊び場の創出を検討する。
 - ボルダリング等を実施する際の施設利用における運営主体、利用料等についての検討・実施。
 - 町内公園等におけるボール遊びの許可等の調整。

（３） 学力向上・ふるさと教育

●施策①：放課後学習支援の充実

- ・ 子育て世代が子どもの教育に関して安心できるよう、子どもの学力向上を図り、移住定住促進につなげる。
- ・ 放課後教育を充実させるため、教員免許保有者を確保するとともに、学校の宿題のほか、復習・予習などを自主的にできる習慣を身につけさせ、中土佐町の将来を担う子どもを育てていく。

重要業績評価指標	基準値（H26）	目標値（H31）
放課後学習室指導者数	7人	7人

【具体的な事業】

- 放課後教育用教員設置事業
 - 放課後教育の充実。
 - 教員免許保有者の確保。

●施策②：力のある学校づくりの促進

- ・ 基礎学力の向上とともに、中土佐町を誇りに思い、中土佐町が好きで、郷土愛あふれる児童生徒を育てる。

- ・ 中土佐町独自の「中土佐検定」や「ふるさと学習」などを通して、基礎学力の向上や豊かな情操教育の実現など、教育環境を充実させるとともに、移住・定住促進につながる総合戦略の一施策とする。
- ・ 伝統芸能継承学習を通して地域で受け継がれる伝統芸能を学び、地域の絆を醸成し、児童生徒の中土佐町への思いを強めるとともに、地域活性化につなげる。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
中土佐検定合格率	【小】100% (試行) 【中】95%	【小】100% 【中】100%

【具体的な事業】

- 力のある学校づくり推進事業（学力向上推進事業、ふるさと教育推進事業、生活リズム改善事業）
 - 専門的知識を持つ講師を活用し児童生徒一人ひとりの学力の向上を図る。
 - 中土佐検定の実施。
 - ・ 中土佐検定推進支援員の雇用
 - ・ 中土佐検定運営委員会の開催
 - ・ 先進地視察
 - ・ 学力向上等に関する講演会の実施
 - 地域で受け継がれる伝統芸能継承学習などを通して、地域との絆を醸成する。
 - ・ ふるさと教育講座の実施（各小中学校）
 - ・ 親子ふるさと教育講座の実施（各小学校）
 - ・ 中土佐町歴史めぐり（転入教職員、町職員等）
 - ・ 伝統芸能継承学習
 - 久礼中学校＝久礼八幡宮の竹練り踊り
 - 大野見中学校＝天満宮の花取り踊り
 - 上ノ加江中学校＝松尾神社の練り
 - 上ノ加江小学校＝広埜神社の花取り踊り
 - 専門的知識を持つ講師を活用し、中土佐町の幼児及び児童生徒の生活リズム改善を図る。
 - 早寝・早起き・朝ごはん＋運動を推進する。
 - ・ 管理栄養士や食生活改善推進員と連携して、朝ごはん教室（各小学校）、朝食づくり教室（各中学校）の実施
 - ・ 幼児と中学生のふれあい体操の実施
 - 文化的景観に関する講座。

●施策③：子どもの地域活動への参加促進

- ・ 次世代を担う子どもたちが、中土佐町に誇りや愛着を持ち活躍していくために、「よさこい祭り」などの地域活動団体を支援し、地域のつながりの強化や地域活性化につなげる

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
よさこい祭り参加団体数	1 団体	1 団体
よさこいチーム参加者数	48 人	70 人

【具体的な事業】

■ よさこい祭りによる地域愛の醸成

- よさこい祭りの準備、参加に要する経費への助成。

■ 地域活性化団体支援事業

- 地域各所で開催されるイベントでの踊り参加に要する経費の助成。
- 「なかとさもん」が行う以下の事業に対する助成。

<なかとさもんの活動>

- ・ よさこいチームによる町内イベントの活性化
- ・ よさこいチームによる町外へのPR活動等
- ・ 町内において実施する自主事業（婚活・ライブ・地域振興学習会等）
- ・ 青少年の健全育成に関する取り組み等
- ・ 地域で活躍する人材の育成

基本目標Ⅳ 安心なくらしを守る

《基本的な目標》

- まち全体が、子どもから高齢者まで健康で生きがいを持ち、お互いに支え合い、安心して暮らせるまちにしていく。

《数値目標》

- ◇ 前期高齢者（65～74歳）の要介護（支援）認定率：基準値 H26 4.2%
⇒目標値 H31 4.4%

《基本的な方向性》

- 健康増進
 - 町内のスポーツ施設の機能向上によって、健康増進やコミュニティ形成を図る。
- 生きがいづくり
 - 地域間の連携を図るとともに、住民間のつながりを強化し、住民の生きがいや支え合いの場をつくり、安心して暮らし続けられるまちにしていく。
- 安心な暮らしを守る
 - 買物弱者の解消や虐待、権利侵害の未然防止など、年齢や性別、その置かれている生活環境などに関わらず、身近な地域において誰もが安心な生活を維持できる施策を展開する。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

（１）健康増進と支え合いづくり

●施策①：町内スポーツ施設機能向上による健康増進、コミュニティ形成

- ・ 中土佐町の「まち・ひと・しごと」創生のベースには、まちのひとの力（エネルギー）が重要であり、子どもから高齢者が健康で充実した暮らしを営むことのできる環境を整えることが求められる。
- ・ 町内のスポーツ施設機能を向上させることにより十分な活用を促し、町民の健康増進及びコミュニティ形成を図る。
- ・ 町民の健康増進スポーツ施設として、また、観光施設としても多くの方に利用される「小草ふれあい公園・パークゴルフ場」運営の充実を図る。
- ・ 町内には十分な広さが確保されたスポーツ空間がないことから、町民が広く利用できる総合グラウンドを高台に整備する。なお、同施設は地震津波等の有事の際、有効に

活用する。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
町内スポーツ施設利用者数	2,804 人／年	6,080 人／年
小草ふれあい公園・パークゴルフ場利用者数	17,000 人／年	20,000 人／年

【具体的な事業】

■ 町内スポーツ施設整備事業

- 大野グラウンドの適正管理を行う上での再整備を行う。
 - ・トイレの水洗化、東屋の修繕、グレーチングの設置、駐車場整備
- 中土佐町総合グラウンドの整備。
 - ・高台造成による総合グラウンドの整備
- 新スポーツ施設の整備。
 - ・ボルダリングなど町民ニーズが高く町外の人にとっても魅力的な新たなスポーツ施設の整備を検討

●施策②：生きがい・支え合いづくり

- ・地域の活性化及び地域間の連携を図るとともに、集いの場の確保や訪問・相談の機会を充実させ、住民の生きがい、支え合いの場をつくることで、安心して暮らし続けられるまちとしていく。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
集落活動センターでの取り組み事業数	－	3 事業
あったかふれあいセンター相談件数	175 件／年	260 件／年
あったかふれあいセンター協力者数（実人員）	227 人	300 人

【具体的な事業】

■ 集落活動センター設置事業

- 集落活動センターを設置するとともに、地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを行う。

■ あったかふれあいセンター事業

- 県の「あったかふれあいセンター事業」を活用し、中土佐町各地区における「あったかふれあいセンター」を開所。
- 住民の集いの場の提供、訪問、相談、つなぎ等、住民のいきがい、支え合いの

場をつくる。

■ 上ノ加江公民館整備事業

- 築 44 年が経ち老朽化の進行や耐震化が施されていない上ノ加江公民館の再整備。
- 複合施設化についての検討を行う。

(2) 安心なくらしの支援

● 施策①：買い物弱者への支援

- ・ 地域の日用品販売店がなくなり、高齢者の買い物弱者が増加しているため、他地域の販売店等と連携を図り、支援を行う。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
移動販売事業者数	1 事業者	2 事業者

【具体的な事業】

■ 移動販売車購入補助事業

- 小売店や地域の自治組織で巡回型の移動販売事業が行えるよう、販売のシステムを確立し、必要となれば移動販売車両の購入に対して補助を行う。

● 施策②：権利擁護の推進

- ・ 年齢や性別、その置かれている生活環境などに関わらず、身近な地域において誰もが安心して生活を維持できる施策を展開する。

重要業績評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)
権利擁護支援センター設置数	—	1 ヶ所
虐待対応終結率	—	100%

【具体的な事業】

■ 権利擁護支援センター事業

- 権利擁護に関する相談体制を整備し、虐待等の権利侵害への対応及び権利擁護に関する専門的支援を行う。
- 成年後見制度の利用に関する相談や権利擁護に関する広報・啓発活動を行う。

資料

■中土佐町まち・ひと・しごと創生推進委員会 組織

平成30年9月20日時点

推進委員会 委員			
	氏名	所属・役職等	備考
1	松本 泰典	高知工科大学 地域連携機構 准教授	
2	三浦 薫也	中土佐町商工会 会長	
3	武藤 俊夫	株式会社高知ミツヨ 大野見工場 代表取締役	
4	浜田 景	土佐くろしお農業協同組合 上ノ加江支所 支所長	
5	広田 洋子	四万十農業協同組合 大野見支所 支所長	
6	細木 啓延	須崎地区森林組合 組合長	
7	川淵 誠	久礼漁業協同組合 参事	
8	森田 健嗣	高知県産業振興推進部 地域産業振興監	
9	坂井 貞嗣	中土佐町社会福祉協議会 会長	
10	梅原 宣明	高知県建設労働組合 久礼支部	
11	今村 勉	よさこいケーブルネット株式会社 取締役 営業部長	
12	浪上 亜妃	(久礼地区)	
13	清岡 晃司	(久礼地区)	
14	佐竹 あずさ	(上ノ加江地区)	
15	松丸 梨佳	(上ノ加江地区)	
16	中内 智	(矢井賀地区)	
17	北野 愛	(矢井賀地区)	
18	下村 具裕	(大野見地区)	
19	竹邑 安生	中土佐町PTA連絡協議会 会長	
20	下元 史温	中土佐町企画課 課長	
事務局(企画課)			
1	中平 圭祐	中土佐町企画課 係長 総合企画係	
2	高野 和仁	中土佐町企画課 主査 総合企画係	

■中土佐町まち・ひと・しごと創生推進委員会条例

平成27年3月25日

条例第7号

(設置)

第1条 中土佐町の地方版総合戦略の策定及び推進に関して、幅広い見地から意見を求めるため、中土佐町まち・ひと・しごと創生推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所轄事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) 中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。
- (2) 中土佐町人口ビジョンの策定に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 会長は、委員会において協議する事項について、調査及び検討を行うため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置、構成及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(評価委員会)

第9条 会長は、中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証及び助言を行うため、委員会に評価委員会を置くことができる。

2 評価委員会の設置、構成及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(意見聴取)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、企画課において処理する。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

中土佐町 まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行日 平成 28 年 2 月

改訂日 平成 31 年 3 月

発行者 中土佐町

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6602-2

TEL 0889-52-2211

FAX 0889-52-4511